

京都市告示第523号

京都市障害者スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者スポーツセンター条例第4条の規定に基づき、開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

- 1 平成28年8月7日（日）は、午後5時で閉所する。
- 2 平成28年12月18日（日）は、午後5時で閉所する。
- 3 平成28年12月26日（月）は、午後5時で閉所する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)